

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊岩手駐屯地
第389会計隊長 北畠 誠

下記のとおり一般競争入札(不用物品売払)を実施するので、入札心得等関係事項を承知した上で参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件 名	規 格	数量	単位	引渡期限	搬出場所
使用済車両売払い 仕様書のとおり 【車種（10両）は内訳書のとおり】				代金納付の日から5日以内 (令和8年7月31日までに搬出)	陸上自衛隊 岩手駐屯地

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の全省庁統一資格において「物品の買受」で、「C」等級以上に格付けされた者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。
- (6) 上記第4号のほか、別紙1「指名停止の措置に関する事項」による。
- (7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「引取業」、「フロン類回収業」、「解体業」及び「破砕業」のすべてを満たす者であること。
- (8) 引取業以外の3業種を他業者に下請けさせる者で、期日までに下請負承認申請書を提出し、契約担当官の承認を受けた者であること。
- (9) 下記の書類を期限までに提出した者であること(FAX、郵送可) 【提出期限：令和8年5月15日 12時まで】
ア 資格審査結果通知書(写)
イ 引取業者及びフロン類回収業者登録通知書(写)
ウ 解体業及び破砕業許可書(写)
エ 仕様書に基づく解体及び破砕の工程予定表(様式随意)
オ 下請けさせる者は、下請負承認申請書(FAX後、原本提出)
(下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、承認するに当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は下請申請を承認しないものとする。)
下請申請確認期間：申請書到着から令和8年5月22日(金)まで
注意：下請負者として承認された者が、入札に参加することは禁止
- (10) 過去の売払い契約において、解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の者でないこと。
(解体・破砕証明書の提出状況を事前に確認するため、資格審査結果通知書を期限までに必ず提出してください。)

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊岩手駐屯地 第389会計隊 契約班

4 現場説明会・現場確認の日時及び場所

現場説明会は実施しない。

現場確認は下記の期間中随時実施するので、入札参加者は事前調整の上、必ず実施して下さい。この際、本公告末尾に記載の問い合わせ先(現場(物品)に関する問い合わせ)まで事前にご連絡下さい。

現場確認の調整や日程等は「使用済み自動車の下見について」をご覧ください。

5 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 : 令和8年5月28日 09時00分
- (2) 場 所 : 陸上自衛隊岩手駐屯地 本部隊舎2階 第389会計隊入札室
- (3) 郵便入札 : 郵送等による入札は、事前に契約担当者に連絡し承認を受けること。
また、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印し、これと資格審査結果通知書の写しを「公告番号・入札書在中」と表記した封筒に入れて、入札日の前日17時までに本官の手元に到着したものに限り有効とする。

6 保証金等

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札した金額の100分の5を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 損害賠償金請求に関する事項

- (1) 自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。
- (2) 解体証明書及び破砕証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに、証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

8 落札決定方法

消費税抜きの総額で入札するものとし、当隊の予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札とする。
ただし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

9 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に必要な資格のないものが行った入札
- (2) 入札金額、入札者、氏名及び押印が判明し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 入札に付する事項に変更又は修正が発生し、変更の公告がなされた場合において、その確認をし、変更又は修正をしていない者の入札
- (5) 入札書に「暴力団排除に関する誓約書」に同意した旨の記載又は誓約書の提出及び「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等に同意する旨の記載がない者の入札
- (6) 現場確認をしていない者の入札
- (7) 下請負者として承認された者が行った入札
- (8) 過去の売払い契約において、解体証明書又は破砕証明書が履行期限を超えて未提出の者が行った入札

10 契約書の作成

- (1) 契約金額の如何に係わらず、落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊駐屯地用標準契約書」の様式により契約書を作成する。
- (2) 契約書には、不用物品売払契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項に関する特約条項及び売払い物品の解体に関する特約条項（第1条の表中、「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売り払い物品の所有権は、乙が甲に対して解体及び破砕の完了を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする。」と読み替えて適用する。）を付す。

11 その他

- (1) 当隊所定の「**入札心得等**」を熟知の上参加すること。
（「東北方面会計隊」のホームページに掲載しております。）
- (2) 入札日時に遅れた者の入札は認めません。
- (3) 入札書には消費税抜きの金額を記載する。
- (4) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札開始時までに「委任状」を提出すること。
- (5) 資格審査結果通知書（写）を確実に提出してください。（期限：令和8年5月15日・17時まで）
- (6) 「一般競争入札参加申込書」及び「資格審査結果通知書（写）」の提出はFAX可とする。
- (7) 郵便入札は、入札日前日17時まで本官の手許に到着したものに限る。郵便入札にあたっては事前に担当まで連絡すること。
- (8) 電報・電話・FAX等による入札は認めません。
- (9) 再度入札について、郵便入札がある場合は官側が別に示す日時において実施する。
郵便入札がない場合は、その場で実施するので、予備の入札書を準備すること。
- (10) 当該売払部品等を輸出する場合、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要です。

入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊岩手駐屯地 第389会計隊 契約班

T E L 019-688-4311 （内線 686）
F A X 019-688-4315

担 当 者： 児玉（コダマ）

現場（物品）に関する問い合わせ

陸上自衛隊岩手駐屯地 業務隊 補給科

T E L 019-688-4311 （内線 348）

担 当 者： 川村（カワムラ）

内 訳 書

No.	品 名	規 格 上段： 自動車番号 下段： (車台番号)	数 量	単 位	引渡期限	搬出場所
1	業務車 2 号 (4 × 4)	03-2749 (VHNY11-711743)	1	両	代金納付の日から 5 日以内 (令和 8 年 7 月 3 1 日までに搬出)	陸上自衛隊 岩手駐屯地
2	業務車 2 号 (4 × 4)	03-2750 (VHNY11-711745)	1	両	代金納付の日から 5 日以内 (令和 8 年 7 月 3 1 日までに搬出)	陸上自衛隊 岩手駐屯地
3	業務車 2 号 (4 × 4)	03-2845 (VHNY11-711744)	1	両	代金納付の日から 5 日以内 (令和 8 年 7 月 3 1 日までに搬出)	陸上自衛隊 岩手駐屯地
4	業務車 2 号 (4 × 4)	03-2913 (NY12-023634)	1	両	代金納付の日から 5 日以内 (令和 8 年 7 月 3 1 日までに搬出)	陸上自衛隊 岩手駐屯地
5	業務車 2 号 (4 × 4)	03-2914 (NY12-023635)	1	両	代金納付の日から 5 日以内 (令和 8 年 7 月 3 1 日までに搬出)	陸上自衛隊 岩手駐屯地
6	業務車 2 号 (4 × 4)	03-2915 (NY12-023636)	1	両	代金納付の日から 5 日以内 (令和 8 年 7 月 3 1 日までに搬出)	陸上自衛隊 岩手駐屯地
7	業務車 2 号 (4 × 4)	03-2916 (NY12-023637)	1	両	代金納付の日から 5 日以内 (令和 8 年 7 月 3 1 日までに搬出)	陸上自衛隊 岩手駐屯地
8	業務車 2 号 (4 × 4)	03-3681 (NY12-023765)	1	両	代金納付の日から 5 日以内 (令和 8 年 7 月 3 1 日までに搬出)	陸上自衛隊 岩手駐屯地
9	業務車 2 号 (4 × 4)	03-3682 (NY12-023767)	1	両	代金納付の日から 5 日以内 (令和 8 年 7 月 3 1 日までに搬出)	陸上自衛隊 岩手駐屯地
1 0	業務車 2 号 (4 × 4)	03-3683 (NY12-023768)	1	両	代金納付の日から 5 日以内 (令和 8 年 7 月 3 1 日までに搬出)	陸上自衛隊 岩手駐屯地
	合 計					

市場価格調査について（依頼）

業 者 各 位

分任契約担当官
陸上自衛隊岩手駐屯地
第389会計隊長 北畠 誠

御多忙中とは存じますが、下記事項について、市場価格調査を実施致しますので御協力の
ほど宜しくお願い致します。
なお調査については、本用紙と内訳書の太枠にご記入のうえ、ファックスにて返送願います。

※調査価格は工賃・輸送費等を含めた消費税抜きの単価・金額でお願いします。

1 調査件名
使用済車両売払い（10両）

2 送付期限 令和8年5月26日 15時00分 まで
TEL 019-688-4311（内線686）
FAX 019-688-4315
担当 児玉（コダマ）

会社名・住所・代表者名・TEL

調 査 表

No.	品 名	規 格	数量	単位	単価	金額
	使用済車両売払い（業務車2号（4×4）ほか10件）市場価格調査内訳書のとおり					
		以下余白				
＊ 処理費用のみの場合はマイナスで計上してください。 （例：未価値品 金額 －123,456）						

作業予定人員・日数

作業予定人員（単位：人）	
作業予定日数（単位：日）	

市場価格調査 内訳書

No.	品名	規格	数量	単位	単価	金額
1	鉄くず	鋳物	651.0	kg		
2		H 2 (特級)	2,084.0	kg		
3		H 3 (1.2級)	2,113.0	kg		
4		H 4 (級外)	4,145.0	kg		
5	銅くず	並		kg		
6		下	17.0	kg		
7	真鍮くず	真鍮		kg		
8		鋳物		kg		
9	アルミくず	—	148.0	kg		
10	鉛くず	—	47.0	kg		
11	ガラスくず	—	313.0	kg		
12	ゴムくず	—	281.0	kg		
13	未価値品	—	500.0	kg		
		以下余白				
	合 計		10,299			